

## タームシート（ライセンス契約（新素材）用）

作成日：●年●月●日

作成者：●●●●

当事者 (解説資料の 1 頁)	ライセンサー:X 社(甲)
	ライセンシー:Y 社(乙)
	当事者について、【ケース1】 X 社が日本企業、Y 社が中国企業、【ケース2】 X 社が中国企業、Y 社が日本企業という2つの状況を想定
用語 (解説資料の 6 頁-10 頁を参 照)	本製品 1:ヘッドライトカバー(当初製品) 本製品 2:テールランプカバー(応用製品) 本特許権:共同研究成果にかかる特許権 本バックグラウンド特許権:バックグラウンドIPにかかる特許
本製品 1 に対す るライセンス (解説資料の 11 頁-16 頁)	共同研究開発契約でライセンス済
本製品 2 に対す るライセンス (解説資料の 11 頁-16 頁、19 頁 -22 頁)	甲は乙に対し、本特許権及び本バックグラウンド特許権をライセンス <ul style="list-style-type: none"> <li>➤ ライセンスの対象:本製品 2 の設計・製造・販売</li> <li>➤ ライセンスの種類:非独占的通常実施権</li> <li>➤ サブライセンス:不可。但し、[グループ会社名等]に対するサブライセンスは可</li> <li>➤ ライセンス料:有償 <ul style="list-style-type: none"> <li>① イニシャルフィー:●円</li> <li>② ランニングロイヤルティ:本契約の期間中に乙の販売するすべての本製品 2 の正味販売価格の●%</li> </ul> </li> <li>➤ 地理的範囲:全世界</li> <li>➤ ライセンス期間:本契約の期間中または各権利の存続期間のいずれか早いほう</li> </ul>
商標ライセンス (解説資料の 11 頁)	乙は甲の本商標を本製品に付す(努力義務) 甲は、乙に、本商標の非独占的通常使用権を無償で付与

頁、15頁)	
改良技術 (解説資料の 26 頁-29 頁)	<p>ライセンサー(甲)による改良</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 通知義務無し、乙が要求した場合は開示義務あり</li> <li>➤ 乙に非独占的権利を許諾、無償</li> </ul> <p>ライセンシー(乙)による改良</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 通知義務あり、開示義務あり</li> <li>➤ 甲に非独占的権利を許諾、無償</li> </ul> <p>外国出願の取り扱い</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>➤ ライセンシー(乙)が特定の国への出願を希望した場合、ライセンサー(甲)に対し、事前に出願内容を開示</li> </ul>
第三者の権利侵害 (解説資料の 31 頁-32 頁)	<p>ライセンサー(甲)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 非保証</li> </ul> <p>ライセンシー(乙)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 第三者よりクレームがあった場合の通知義務</li> <li>➤ 本特許権の被侵害の発見時の通知義務</li> </ul>
秘密保持 (解説資料の 33 頁-35 頁))	<p>従前の共同研究開発契約における秘密保持条項を上書き</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 秘密情報:無限定</li> <li>➤ 存続期間:本契約終了後も5年間存続</li> </ul>
期間 (解説資料の 36 頁)	<p>契約期間:●年間</p> <p>60 日前に非更新の通知がない場合、1 年間の自動更新</p>
契約終了後 (解説資料の 40 頁)	<p>乙は本製品の在庫を甲への引き渡す又は廃棄する</p>
損害賠償 (解説資料の 41 頁)	<p>制限無し</p> <p>/又は、双方とも相手が契約違反/違反する恐れがある場合、差止め、予防および原状回復の請求とともに**金額の違約金を請求できる。前記違約金は損失を補填できない場合、損害賠償の追求可能</p>
準拠法 (解説資料の 44 頁-50 頁)	<p>日本法/又は被告地の法律(日本法又は中国法)/又は主に開発を行う場所所在地の法律(日本法又は中国法)</p>
裁判管轄	<p>●地方裁判所/又は中国●●人民法院/又は日本国/中国/第三国・地</p>

<p>(解説資料の 44 頁-50 頁)</p>	<p>域の仲裁機関</p>
<p>その他 (解説資料の 23 頁、24-25 頁、 30 頁、37-39 頁、 43 頁、51 頁)</p>	<p>監査、ライセンス料の不返還、商標利用時の信用失墜行為の禁止、解除 (不爭義務あり)、存続条項、協議解決</p>